

名古屋大学グローバル・マルチキャンパス推進機構（国際共同研究部門）
教員の募集について

グローバル・マルチキャンパス推進機構（以下「GMC推進機構」）は、本学がこれまで蓄積してきた海外大学等とのネットワーク及び海外拠点の展開を基に、アジア大洋州・欧州・北米の3極を中心とした国際展開を推進しています。

GMC推進機構の国際共同研究部門は、国際社会が直面する共通課題の解決に向け、学際的・分野横断的に展開する国際共同研究を実施・支援します。また、本部門は、GMC推進機構内の他の国際関係教育研究組織及び海外事務所等と連携し、本学の国際的研究活動や国際教育の強化に寄与することとしています。

幅広い視野と高い見識により、国際共同研究部門における業務を担う教員を下記のように公募します。

記

1. 機関・所属：

名古屋大学グローバル・マルチキャンパス推進機構 国際共同研究部門
（名古屋市千種区不老町）

2. 職名・人員：

准教授、講師又は助教 1名

3. 業務内容：

国際社会が直面する共通課題に関する国際共同研究プロジェクトを遂行するため、学内教職員及び国内外の関連諸機関、海外事務所等と連携し、以下の業務を主に担う。

- (1) 国際共同研究の推進に向けた動向調査とその分析
- (2) 国際共同研究プロジェクトの計画、実施、評価等に関わる支援
- (3) 異分野連携や新たな学問領域の形成に向けた検討活動への参画
- (4) 国際共同研究を基盤とした国際教育の推進の計画、実施、評価等に関わる支援

4. 応募資格：

以下のすべての要件を満たす者

- (1) 修士以上の学位または同等の学歴・能力あるいは職務経験を有すること
- (2) 本学の国際展開に対する理解、遂行能力、熱意、責任感があり、協調性、リーダーシップをもってあたれること
- (3) 以下のいずれかに該当する者
 - ・ 日本語を母語とする場合、業務遂行に支障のない英語力
 - ・ 日本語を母語としない場合、業務遂行に支障のない英語力及び、日本語能力試験 1 級程度以上の日本語能力を有する者

5. 採用予定日：

2024年9月1日以降できるだけ早い日

6. 任期：

2027年3月31日まで

7. 勤務条件：

- ・勤務形態：常勤（任期あり）
- ・給与：年俸制
（東海国立大学機構名古屋大学年俸制適用教員給与規程による）

8. 応募書類：

1) 提出書類

- (1) 履歴書（様式自由、携帯電話番号・電子メールアドレス等を記載すること）
- (2) 国際連携・マネジメント・教育・研究業務に関する業績リスト（募集内容に関連する活動実績等）及び代表的な業績に関するPDF資料
- (3) これまでの活動実績と職務に関する抱負（A4で2枚程度）
- (4) 所見を求められることができる方（2名）の氏名、所属、連絡先（電話番号・電子メールアドレス）
- (5) 様式1「類型該当性の自己申告書およびフローチャート」（※12.（3）参照）

2) 応募書類送付先

(1)～(4)の順に結合した単一のPDFと(5)のPDFを下記の電子メールアドレスに添付ファイルで送ること。各PDFのファイル名は、次のとおりに付けて下さい。

- (1)～(4) 統合ファイル：1(氏名)応募書類
- (5)：2(氏名)類型該当性

名古屋大学教育推進部基盤運営課 丹村慶典

E-mail: kiban-jinji[at]t.mail.nagoya-u.ac.jp

※[at]を@に置き換えて下さい。

- (1) メールの「件名」は、「GMC国際共同研究部門教員応募(氏名)」として下さい。
- (2) 応募書類のファイルが10MBを超える場合：上記アドレスにご一報下さい。折り返しアップロード用のURLをお知らせします。
- (3) 応募書類を受領後、確認のメールを返信します。返信がない場合は、上記アドレスまでお問い合わせください。

9. 応募期限：

2024年6月14日（金）17:00必着（厳守）

10. 選考方法：

第一次選考 書類選考

第二次選考 面接

面接予定日時等の詳細は、面接実施者へのみお知らせします。

連絡先(携帯電話番号・電子メールアドレス等)を履歴書に記載願います。

面接のために旅費等が必要となった場合は、応募者の負担となります。

11. 問合わせ先：

名古屋大学教育推進部基盤運営課 丹村慶典

E-mail： kiban-jinji [at] t.mail.nagoya-u.ac.jp

※ [at] を@に置き換えてください

12. 備考：

- (1) 提出いただいた応募書類は、本選考のためだけに使用し、それ以外の目的には使用しません。
- (2) 名古屋大学は評価において同等と認められた場合には、女性を積極的に採用しています。
- (3) 2021年11月「外国為替及び外国貿易法」（外為法）に基づく「みなし輸出」における管理対象の明確化に伴い、大学・研究機関における教職員への機微技術の提供の一部が外為法の管理対象となりました。これに伴い、本公募に応募の際、「類型該当判断のフローチャート」に基づく「類型該当性の自己申告書」の提出が必要となります。

様式は以下の URL から取得してください。

URL：<https://icts.nagoya-u.ac.jp/ja/center/anzen.html>